

# 福井県「デジタル地域通貨」導入業務に係る提案書審査要領

## 1 基本的な考え方

県および市町にとって最適な事業者を選定するため、提案内容を評価する「技術点」、仕様の機能要件を満たしているかを評価する「充足点」、見積価格を評価する「価格点」の合計（総合評価点：合計1000点）の最も高い提案者を契約先候補者とする。

### (1) 技術点

技術点は、各審査委員がそれぞれ評価した点数の平均（小数点以下、切り捨て）とし、技術点の満点は410点とする。

採点は、各審査委員が別紙「配点表」に基づき、提案内容を評価する。なお、技術点が150点を下回った提案については、他の項目の評価に関わらず契約先候補者として採用しないものとする。

### (2) 充足点

プロポーザル要件仕様書に定める内容を全て満たしていることを原則とする。

採点は、事務局が後記2に示す採点方法に基づいて算定し、充足点の満点は340点とする。

なお、必須項目において「対応不可」の項目が1つでもある場合は、この時点で失格とし、他の採点を行わないものとする。

### (3) 価格点

見積価格について、後記3に示す計算式に基づき「価格点」を算定する。  
価格点の満点は250点とする。

### (4) 総合評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

充足点の高い者を契約先候補者とする。

なお充足点も同点の場合は、技術点が高い方を契約先候補者とする。

技術点も同点の場合は、価格点のうち令和5年度見積に関する点数が高い方を契約先候補者とする。

令和5年度見積に関する点数も同点の場合は、サービス要件に係る事項に関する点数が高い方を契約先候補者とする。

サービス要件に係る事項に関する点数も同点の場合は、くじ引きにより契約先候補者を決定する。くじ引きの方法については、別途通知を行う。

## 2 充足点の採点方法

提案事業者から提出された機能要件対応表について、「対応可」もしくは「代替案で対応可」の場合は、機能要件対応表に記載の配点を得点として与える。

## 3 価格点

### 3. 1 令和5年度見積

令和5年度見積に関する価格点は、見積金額を上限額で除して小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から減じて得た値に、令和5年度見積に対する得点配分（200点）を乗じ、小数点以下第1位を四捨五入して得た値とする。

$$\text{令和5年度見積価格点} = \left\{ 1 - \left( \frac{\text{見積額}}{\text{上限額}} \right) \right\} \times 200$$

### 3. 2 令和6年度見積

令和6年度見積に関する価格点は、当該提案者から提出された令和6年度見積金額を全提案者から提出された令和6年度見積金額の一番高い金額で除して小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から減じて得た値に、令和6年度見積に対する得点配分（50点）を乗じ、小数点以下第1位を四捨五入して得た値とする。

$$\text{令和6年度見積価格点} = \left\{ 1 - \left( \frac{\text{当該提案者の見積額}}{\text{全提案者の一番高い見積額}} \right) \right\} \times 50$$

(別紙)配点表

項目		採点	重みづけ	小計	合計
技術点	1 体制に係る事項				35
	1.1体制	5	×2	10	
	1.2導入スケジュール	5	×2	10	
	1.3プロジェクト管理・推進方法	5	×3	15	
	2 サービス要件に係る事項				375
	2.2デジタル地域通貨サービス概要	5	×10	50	
	2.3利用者	5	×15	75	
	2.4運営事務局	5	×10	50	
	2.5追加提案事項	5	×20	100	
	2.6その他アピール事項	5	×20	100	
充足点	2.1要件対応表				340
価格点	3 費用に係る事項				250
	3.1令和5年度見積			200	
	3.2令和6年度見積			50	
総計					1,000